

# 琉球大学工学部規程

(昭和54年2月1日制定)

(趣旨)

**第1条** この規程は、琉球大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学工学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(学科及び講座)

**第2条** 本学部に、次の学科及び講座を置く。

学 科	講 座
機械システム工学科	材料システム工学，熱流体工学，数理機械工学
環境建設工学科	環境計画学，建設工学，環境防災工学
電気電子工学科	電磁エネルギー工学，電子物性工学，電子システム工学
情報工学科	システム情報工学，知能情報工学

2 前項の機械システム工学科及び電気電子工学科に、学生の教育上の区分として、主として昼間に授業を行うコース（以下「昼間主コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

(教育研究上の目的)

**第2条の2** 本学部は、今日の工業・技術社会の要請に応え、幅広い教養と技術者倫理、コミュニケーション能力及び高度な専門知識を身につけ、安全・安心な社会の創出及び地域環境保全や平和に貢献し得る、豊かな創造力と実践力を備えた人材を育成することを目的とする。

2 本学部に置く学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学 科	教育研究上の目的
機械システム工学科	機械システム工学の基本的な学問体系を教授し、製造業の発展に必要な設計力、製造技術及び自己学習能力と問題解決能力を持つ人材を育成することを目的とする。
環境建設工学科	教育課程に土木コースと建築コースを置き、自然環境と調和のとれた安全で豊かな社会を建設するための人材を育成することを目的とする。
電気電子工学科	産業発展の推進役を担う学問分野である電気、電子、通信及びシステム工学に関する基礎的な知識から高度の専門知識を備えた創造力豊かな人材を育成することを目的とする。
情報工学科	技術者としての倫理及び情報工学の専門知識・実践力を身につけるとともに、変動する複雑な社会で柔軟かつ自律的に対応できる人材を育成することを目的とする。

(共通教育等の授業科目の種類等)

**第3条** 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数及び履修方法は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

**第4条** 各学科の専門教育の授業科目の種類及び履修方法については、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

**第4条の2** 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表のとおりとする。

(授業科目の公示)

**第5条** 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、開講1週間前までに公示する。

(登録、試験及び単位の認定)

**第6条** 登録、試験及び単位の認定については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(休学、復学、退学及び除籍)

**第7条** 休学、復学、退学及び除籍については、学則の定めるところによる。

(再入学)

**第8条** 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(編入学)

**第9条** 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転入学)

**第10条** 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(転学部及び転学科)

**第11条** 転学部、転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

2 昼間主コース、夜間主コース間の所属の変更は、原則として認めない。

(卒業の要件)

**第12条** 卒業するには、本学に4年以在学し、別表に定める単位を修得しなければならない。

(卒業の判定)

**第13条** 卒業の判定は、教授会が行う。

(教員免許)

**第14条** 本学部の学生で教育職員免許法に基づく教員免許状を取得しようとする者は、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目について所要の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

**第15条** 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(研究生)

**第16条** 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

**第17条** 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(留学等及び特別聴講学生)

**第18条** 留学等及び特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(指導教員)

**第19条** 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

附 則 (昭和54年4月1日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

一部の附則 (略)

附 則 (平成20年2月9日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日)

この規程は、平成26年2月19日から施行する。